

これから始まる家族の新しいドラマ

成年後見物語

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。



公益社団法人
成年後見センター・あいりん司法書士事務所

はじまり、はじまり。

このお話は、横浜市に住む木村家の二女マサコさんと
神戸市に住む長女真由美さんの心配事からはじまります。
木村家の姉妹それぞれの心配事とは、いったい……

マサコ 56歳

病気の父と物忘れが
多くなってきた母を抱え
奮闘中！

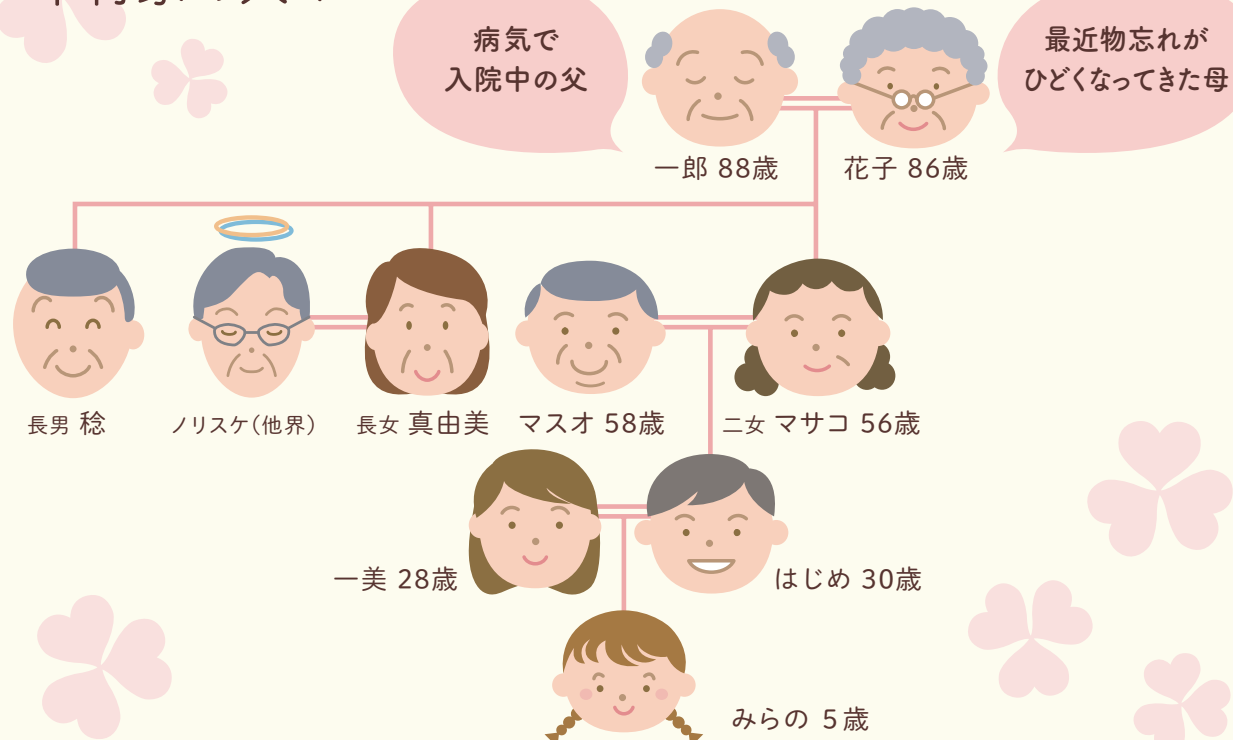


真由美 62歳

夫を病気で亡くし、
子どももいないため
現在一人暮らし。



木村家の人々



第一章 立ち上がるマサコ

このままじゃ、いけない！

花子おばあちゃんが、消費者被害にあってしまった！
40万円もする羽ふとんの契約書にサインしちゃったみたい…
なんとかしないと！



被害に二度とあわないように
するには、どうしたら
いいのかしら……

マサコは、以前聞いたことがある成年後見制度のことを思い出し、
あいりん司法書士事務所に相談に行きました。説明を受けたマサコは「自分
が花子の後見人になろう！」と考え、家庭裁判所へ後見開始の申立
をおこないました。

申立から数カ月後-----

マサコのもとに裁判所から1通の郵便が届きました。
その中には「マサコを花子の成年後見人に選任する」と書かれた
審判書が入っていました。

よーし！やるぞ！



第三者が成年後見人になったほうが良いと思われるケース

- ・マサコさんを疑う兄弟姉妹がいる
- ・花子さんの財産をねらう人がいる
- ・訴訟など紛争性がある
- ・管理する財産が多く複雑
- ・高齢で体力に自信がない
- ・頼れる親族がない

あいりん司法書士事務所は、
成年後見業務を
専門とする司法書士の
団体です。

こんなときはあいりん司法書士事務所にご相談ください

成年後見人の仕事って？

審判書が届いて2週間経過したら……
いよいよ仕事のスタート！

1 管理の心構え

「花子さんのものは花子さんのもの」です。区別して管理しなければなりません。

2 登記事項証明書を取得します

調査を始める前に登記事項証明書を取得しましょう。
これは後見人の仕事をするための身分証明書のようなものです。

取得方法

- 窓口申請** 東京法務局及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の窓口へ提出
郵送申請 最寄の法務局や法務省HPなどで申請用紙を入手し、東京法務局へ提出

3 調査

預貯金や不動産など、花子さんの財産を調査します。

花子さんの持ち物は？

現金 通帳 証券 権利証 高価な動産 自動車 借用書

4 財産目録をつくります

財産目録の作成は、花子さんの財産を区別して把握するための作業なのです。

5 生活プランをつくります

どんな収入があるのか？どのくらい支出があるのか？
これがわからなければ、どう支援するか決められません。

6 裁判所に報告します

調査が終わったら、財産目録に調べた内容を記載し、
裏付け資料とともに裁判所へ提出します。

これも仕事です

- ・入院に際しての契約や施設の入所退所
- ・年金などの収入や各種支払などの管理
- ・介護サービスが契約どおり行われているか監視
- ・悪徳業者との契約を取り消す

含まれない仕事

- ・お医者さんに「延命措置をしてください」ということ
- ・あの人と「結婚しなさい!」ということ
- ・あの人を「養子にしなさい!」ということ
- ・「ここに住みなさい!」と強要すること
- ・直接介護をすること

わからないときは、あいりん司法書士事務所に相談しましょう



ふだんは何をすればいいの？

もう被害にあわないように、私がしっかりしなくちゃ!

1 毎日の仕事

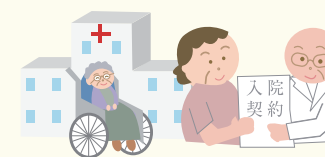
花子さんの家計簿や生活記録をつける

2 ときどきの仕事

施設や病院への支払い・通帳の記帳をする

3 家庭裁判所への報告

家庭裁判所へは、1年に1回後見事務内容の報告をする



生活記録や家計簿を付けているし、
あとは通帳のコピーとか
領収書を持って行けばいいのね



こんなときはどうするの？

困ったときは、なんでも相談すればいいのね。

1 花子さんの土地建物を売りたい

花子さんの暮らす居住用不動産を処分するには、事前に家庭裁判所の許可を得る必要があります。
居住用不動産か否かの判断はとても難しいので、不動産を処分する必要があるときは、事前に家庭裁判所に相談しましょう。

2 報酬をもらいたい

報酬を受け取るには、報酬付与の申立を家庭裁判所に行います。報酬はすべての事情を考慮して家庭裁判所がきめます。

3 その他いろいろな報告

次のようなときは、家庭裁判所に報告しましょう。

- 1) 財産の譲渡、遺産分割、相続放棄等管理する財産の内容に大きな変更があるとき
 - 2) 花子さん(本人)の入院先・氏名・住所・本籍、または、成年後見人の氏名・住所が変わったとき
 - 3) 療養看護の方針を大きく変えるとき
- 不安な点、不明な点は、家庭裁判所の担当係に相談して指示を受けましょう。

4 成年後見登記事項に変更がある場合の変更登記申請

本人の氏名・住所・本籍、成年後見人の氏名・住所に変更が生じたときは、その変更の登記を東京法務局に申請する必要があります。

わからないこと、迷ったことは、家庭裁判所に相談しましょう。

その際、最初に送られた審判書または法務局で取得した後見登記事項証明書に書かれている
事件番号「平成**年(家)第***号」を始めに伝えてから、相談してください。

成年後見人の仕事が終わるときって？

花子おばあちゃんが死んじゃった…。
私も最後にやるべき仕事をして任務終了。

1 終了の理由

花子さんが死亡した場合やマサコさんがやむをえない事由で辞任した場合などです。

2 終了後の仕事

1) 財産目録の作成 2) 成年後見登記
後見終了後2か月以内 成年後見人は、後見が終了した旨の登記を東京法務局に申請します。

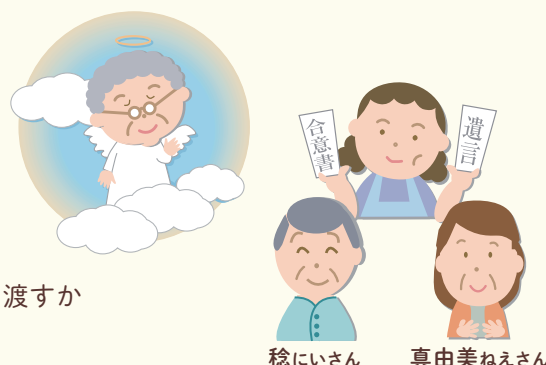
3 財産の引渡しの仕事

花子さんの死亡の場合

相続人全員に集まっていただき話し合いましょう。

引渡しを受ける人を決めて、引渡しに関する合意書などを作っておきましょう。

もし、遺言がある場合には、遺言執行者に引き渡すか司法書士等の専門家に相談しましょう。



4 家庭裁判所への終了報告

報告内容は、財産の管理状況などです。
終了の報告は後見終了後2か月以内にしなければなりません。

制度をめぐる新たな動き

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）では、保佐・補助制度の利用の促進や市民後見人の育成等11の基本方針が定められており、3年以内を目途に具体的な措置を講ずるとされています。

また、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年10月13日施行）によって、家庭裁判所の審判があれば花子さんあての郵便物を成年後見人のもとに転送（回送）してもらえたり、花子さんが死亡した場合に家庭裁判所の許可があれば、成年後見人が火葬や埋葬をするための契約をしたり相続財産を保存する行為ができるようになりました。

詳しくお知りになりたい方は、あいりん司法書士事務所の司法書士にお尋ねください。

次は、第二章を
見てみよう！

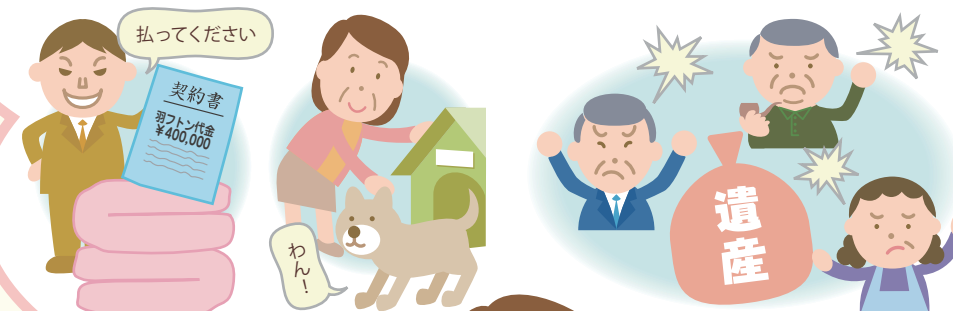
第二章 真由美の決断

将来のこと、心配だわ……

夫も他界し、子どももない一人暮らし。
仕事を定年退職したあとは、家にいることが多くなって、
なんだか自分のこれからのことが心配で不安で……。



認知症になったらどうしよう… 死んだあとのことはどうなるの？



このままじゃいけない！

一人で悩んでいても解決しません。

妹のマサコさんに勧められて、あいりん司法書士事務所に
相談に行きました。



現在の社会福祉の内容を確認しましょう

サポートしてくれる制度があるのね。

介護保険制度

事業者と利用者の契約に基づくサービス利用方式



●成年後見制度

判断能力に様々なハンディをかかえる利用者がサービス提供事業者等と対等な立場で契約を結ぶこととなるため、利用者が不利益をこうむることがないように法定後見制度と任意後見制度という2つの制度が用意されています。

私が私であるために、今できる4つの仕組み

今すぐ何ができるのかしら。



元気なときの支援です

① 任意代理について

私の意志で決められるのね。



判断能力がしっかりしていても、病気等で身体を思うように動かすことができない。

難しい法律のことなどを手伝ってもらい、失敗しないようにしたい。

お願いする内容を決めて、信頼できる方と任意代理契約を結びます。判断能力は十分にあるけれど、病気等の身体の障害によって財産の管理ができない、介護サービスの手続きが難しいという場合に備えます。「任意代理契約」はあなたの今の能力を補強し、より安心して生きるための契約と言えます。



●見守り契約について

「そこまでしなくても…」そんな時に利用をおすすめできるのが「見守り契約」です。判断能力が低下する前から定期的に面談をしたり、連絡をとったりすることで、生活状況や健康状態を確認してもらいます。代理権をもってあなたにかわり契約などはしませんが、ホームドクターのように近くで気軽な相談相手としてご利用ください。

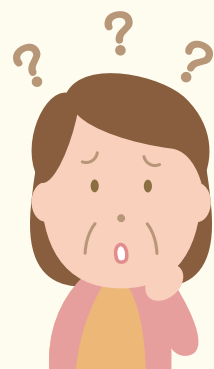
ご相談ください！



判断能力に不安が生じた後に支援が始まります

② 任意後見について

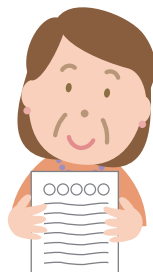
今決めておくことができるのは安心！



今は大丈夫だが、将来、
判断能力が減退した時のことを
思うと不安だ。

ステップ1

公正証書で
契約



ステップ2

任意後見監督人選任申立

●申立できる人
本人、配偶者、四親等内の
親族、任意後見受任者等



ステップ3

選任

任意後見監督人



チェック



入院・施設入所の契約を
代理で行う

チェック



悪徳業者の
セールスの対応など

チェック



任意後見契約は、自分の判断能力が十分にあるうちに準備しておきます。お願いする内容を決めて、信頼できる方と公証役場で任意後見契約を結びます。判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選ばれると任意後見が開始します。

この任意後見契約は、成年後見制度のひとつに位置づけられているものです。

判断能力十分

判断能力低下

公証役場

家庭裁判所

公正証書にする(※1)

見守り契約の履行

任意代理契約の履行

判断能力低下

任意後見監督人選任申立

任意後見監督人選任

任意後見契約の履行



任意後見開始前の
生活をサポート

任意後見開始

判断能力低下後の
生活をサポート

任意後見人は、「任意後見契約」に
基づき各種手続や契約などを任意
後見監督人(※2)の監督のもとに行
います。

(※1)

公証役場で任意後見契約公正証書が作成されると、法務局でその内容が
登記されることになります。

(※2)任意後見監督人とは…

任意後見人の事務が適正に行われるようにするため、家庭裁判所が中立的
な立場の任意後見監督人を選任し、任意後見人を監督します。

元気うちに、
決めなくちゃね



注意事項

法定後見と異なり、自分のした行為についての取消権を任意後見人
に持たせることはできません。



取消権

～任意後見制度 ここが知りたい!～



Q1) 任意後見契約は、登記されるそうですが、どうしてですか？

A1) ・任意後見監督人の選任前は…

そもそも任意後見契約が締結されているのかどうか、本人の判断能力が低下した時点では、分かりにくいことが多いのですが、「登記事項証明書」を確認することで、任意後見契約の存在が明らかになります。これにより、本人の意思に沿った任意後見による支援が始まります。

・任意後見監督人の選任後は…

任意後見人は、法務局から、任意後見人の氏名及び代理権の範囲、任意後見監督人が選任されていることを記載した「登記事項証明書」の交付を受けて、自己の代理権を証明することができますし、取引の相手方も、任意後見人から、その「登記事項証明書」を見せてもらうことにより、安心して本人との取引を行うことができます。

Q2) 任意後見人や任意後見監督人への報酬は？

A2) 「任意後見人」へ報酬を支払うかどうかは、任意後見契約の相手方との話し合いで決めることになります。この報酬についての取り決めは、任意後見契約公正証書に記載しておく必要があります。

一方、「任意後見監督人」には、必ず報酬を支払わなければなりません。報酬額は、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

Q3) 一度締結した任意後見契約は変更できる？

A3) 例えばお願いする内容(代理権)を追加したい場合など、契約内容の変更は可能ですが、変更の方法については注意が必要です。(どの場合においても、すでに作成された任意後見契約公正証書には、変更を加えることができません) 具体的な変更の手続については、あいりん司法書士事務所にご相談ください。

Q4) 任意後見契約を解除できる？

A4) 本人または任意後見契約の相手方は、どちらからも任意後見契約を途中で解除することができます。その方法や要件については、任意後見監督人が選任されているか、いないかによって異なります。

・任意後見監督人が選任されていない場合

⇒公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。

・任意後見監督人が選任されている場合

⇒正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、解除できます。

具体的な手続については、あいりん司法書士事務所にご相談ください。

③ 死後の事務の委任契約について

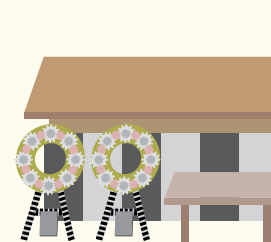
私が死んじゃった後はどうなるのかしら…

○任意代理・任意後見契約は、本人が死亡すると、その時点で終了してしまいます。それでは、入院費の清算・葬儀・納骨などはいったいどうなるのでしょうか。

このような問題に対応し、特約として定めておきたいのが、死後の事務の委任契約です。

亡くなった後の支援です

あなたの気持ちを尊重して、人生の最後をしめくくるための契約です。



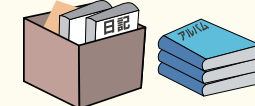
●葬儀のこと



●納骨



●清算



●身辺整理

死後の事務の委任契約でできること(例)

- ・医療費などの支払に関する事務
- ・老人ホームなど施設利用料の支払などに関する事務
- ・お通夜や葬儀、埋葬、永代供養などに関する事務
- ・行政官庁などへの届出事務
- ・家財道具や生活用品などの処分に関する事務... etc



親なき後問題への応用

知的障害などのある子を親が介護している場合に、親が亡くなった後にその子をどうやって支援していくかという問題を「親なき後問題」と言います。この問題の本質は、親が亡くなった後にあるのではなく、親が元気なうちに、親なき後の対策をどのように講ずるかということにあります。

「親なき後問題」の対策としては、上記の「死後の事務の委任契約」や次に紹介する「遺言」も考えられますが、これらにはお願いしたことが実現されているかどうかをチェックする仕組みが当然には備えられていません。

そこで、親なき後の対策方法の一つとして「成年後見制度」の活用を考えてみてはいかがでしょうか？例えば親と障害のある子の兄弟で障害のある子の成年後見人(複数後見人)となり、親が亡くなった後は成年後見人である兄弟が後見業務を引き継いだり、あるいは、障害のある子に一定の判断能力があるときは、親の信頼できる人とその子とが「任意後見契約」を締結するなど、いろいろな工夫が考えられます。

詳しくは、あいりん司法書士事務所にご相談ください。

④ 遺言について

子どもがいらないから私の財産について
きちんと遺しておきたいわ。

遺言は最後の自己決定です

○私が私であるために、今できるもう一つの仕組みです。

財産は自分の生きてきた証でもあります。でも天国に持って行くわけにはいきません。その財産をだれに、どのように配分するか。

自分の気持ちを大切に遺言として残しておきましょう。

遺言で決定できること

1 身分上の 遺言事項



- あの子は私を虐待している。とてもひどい侮辱をする。著しい非行がある。だから私の相続人から廃除したい。



2 相続に関する 遺言事項



- あの子だけに相続をさせたいな。
- 面倒をみてくれたあの人にあの土地を譲りたい。
- 障害のある私の子を見てくれるなら現金を残したいな。



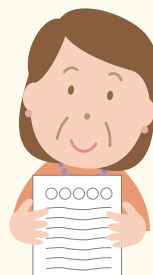
■遺言の取消しはできないのかしら？

1. 取り消す(撤回する)旨の遺言をします。
2. もう一度遺言をします。前の遺言と後の遺言に違いがある場合は、その矛盾部分は後の遺言で前の遺言を撤回したことになります。
3. 遺言の対象となった不動産等を売却してしまえば、その遺言は撤回したことになります。
4. 自分の書いた遺言を焼却などと撤回したことになります(公正証書遺言はこの方法による撤回はできません)

■でもだれが私の遺言を実現してくれるの？

遺言で、遺言の内容を実現する人、遺言執行者を指定しておくことができます。

遺言を書いておくと
安心ね



遺言記載例

●私の祭祀を主宰してくれる人も指定できないかしら？

遺言者の葬儀の執行、納骨、祖先の祭祀を主宰すべき者として、次の者を指定する。

●生命保険金受取人の指定や変更はできないかしら？

〇〇相互会社との間で、平成〇年〇月〇日に生命保険契約(保険証券記号番号****、被保険者遺言者、保険金額3000万円)を締結し、その保険金受取人を長男〇〇と指定したが、この長男が死亡したため、上記契約による生命保険の受取人を長男の妻〇〇に変更する。

●私の希望は書いておけないのかしら？

「私は、良き妻と良き子ども達のおかげで、いままで、楽しい人生を送ることができた。これはなにものにも替えられない幸福であり、深く感謝する。子ども達は、母親にいつまでもやさしくし、くれぐれも遺産争いなどはせず、仲良く暮らして欲しい。」

遺言のしかた

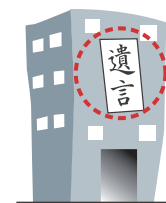
①公正証書遺言

あなたの意向をもとに
公証人が遺言書を作成
します。公証役場で遺
言をしますが、自宅、病
院などでもできます。

※二人以上の証人の立会いが必要です。



公証役場に原本が
保管されます。



死亡

すぐに財産を
受け取ることができます

「①公正証書遺言」のメリット

- ・家庭裁判所の検認手続が不要で、遺言者の死亡後、ただちに執行できます。
- ・遺言の内容、真偽などについてのトラブルを未然に防止できます。
- ・改ざんなどの心配がありません。

「①公正証書遺言」のデメリット

- ・数万円の費用がかかります。

②自筆証書遺言

自分で全文と日付・名前を書き印
鑑を押します(財産目録は自書の
必要はありません。)間違えた時
の訂正方法が決められています
ので注意が必要です。



保管中に改ざんされない
ように注意が必要です。

死亡

家庭裁判所で検認を受けなくてはなりません。

財産の受け取り

「②自筆証書遺言」のメリット

- ・いつでも簡単に作成することができます。

「②自筆証書遺言」のデメリット

- ・家庭裁判所の検認手続を経なければ執行できません。
- ・専門家の関与なく作成した場合、気持ちは伝わっても、遺言の内容が不明確になるなど、遺言による処分ができなくなることがあります。
- ・改ざん・紛失等の危険があります。また、発見されなかったときは、せっかく遺言を書いてもその意思は実現されません。

このほかにも秘密証書遺言(民法第970条)の方法もあります。また、死亡の危急に迫った人等ができる特別の方式の遺言も認められています。